

議第95号

過疎地域自立促進特別措置法の施行に伴う高山市固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例について

過疎地域自立促進特別措置法の施行に伴う高山市固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成27年12月1日提出

高山市長 國 島 芳 明

提案理由

過疎地域自立促進特別措置法の改正に伴い改正しようとする。

過疎地域自立促進特別措置法の施行に伴う高山市固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例

過疎地域自立促進特別措置法の施行に伴う高山市固定資産税の特例に関する条例（平成16年高山市条例第23号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
附 則 (失効) 3 この条例は、 <u>平成28年3月31日</u> 限り、 その効力を失う。	附 則 (失効) 3 この条例は、 <u>平成33年3月31日</u> 限り、 その効力を失う。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。